

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

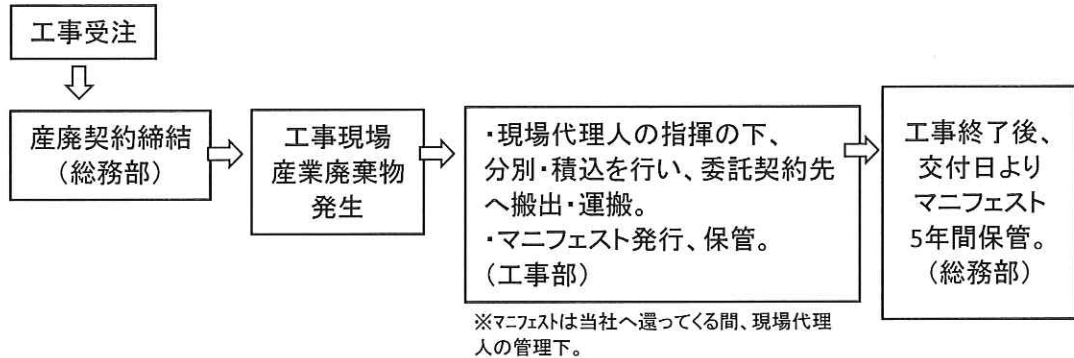
産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 5 月 19 日	
宮崎県知事 殿	
提出者	
住 所 宮崎県えびの市大字向江296番地4	
氏 名 原工業 株式会社 代表取締役 原 裕一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0984-37-2201	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	原工業 株式会社
事業場の所在地	宮崎県えびの市大字向江296番地4
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	220,151千円（R6.5.31決算時）
③ 従業員数	13人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 産業廃棄物 発生 ⇒ ・分別 ・積込 ・排出 ⇒ 運搬 ⇒ 中間処理 業者委託 ⇒ 最終処分 業者委託

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻	木くず	混合廃棄物
	排出量	420.15 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	(これまでに実施した取組) ○総務部・・・産業廃棄物許可業者と委託契約を締結。(有効期限確認)。工事終了後5年間マニフェストの保管。 ○工事部・・・設計書に基づいた分別・排出。委託契約締結業者へ処分の委託。 を行っている。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻	木くず	混合廃棄物
	排出量	420.15 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	(今後実施する予定の取組) 公共工事及び民間工事を問わず、産業廃棄物許可業者との委託契約を締結し、設計書に基づいた法規制に逸脱しない適正な処理を行っていく。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 主には場整備を受注し、コンクリート・アスファルト殻、コンクリート殻、木くずを排出している。現場内で分別、積込・運搬時には騒音に注意し、散水を行うなど粉塵防止に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もコンクリート・アスファルト殻、コンクリート殻、木くずを主に排出する工事を受注予定であるが、設計書に基づき分別排出し、騒音低減・粉塵防止に努め、近隣住民への配慮を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻	木くず	混合廃棄物
	全処理委託量	420.15 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	420.2 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 有効期限内の産業廃棄物処分許可を有している業者との委託契約を締結し、分別を適正に行い、委託契約先へ排出運搬している。マニフェストは滞ることのないよう処理をしている。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート殻	コンクリート殻	木くず	混合廃棄物
	全処理委託量	420.15 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	420.2 t	146 t	596.11 t	0.75 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、公共工事を主体とした事業活動行う予定であり、その中で圃場整備、道路改良、解体工事の受注が中心となる。産業廃棄物の種類は多岐にわたり下記のとおり体制を整え適正な処理をしていき、近隣住民の配慮、環境への配慮に努めていく。				
	○総務部 ・産業廃棄物許可業者との委託契約の締結（有効期限確認）。 ・工期延長時の契約更新手続き。 ・マニフェストの5年間保管。				
	○工事部 ・設計書に基づいた分別、積込、排出、運搬。 ・委託契約先との事務処理を迅速に行う（マニフェスト発行、保管）。 ・近隣住民、環境への配慮（騒音低減、粉塵防止等）。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。